

○北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付要綱

平成27年10月1日

告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市内（以下「市内」という。）の空き家の活用を促進するとともに、市内への移住定住者等の増加を図る必要があることから、北杜市空き家バンク実施要綱（令和3年北杜市告示第9号。以下「空き家バンク実施要綱」という。）に定める空き家バンクへの登録を促進するため、空き家バンク実施要綱第4条第2項の規定により登録された物件（以下「物件」という。）のリフォーム又は物件に残置する家財道具の処分及び当該処分に伴う物件内の清掃（以下「リフォーム等」という。）を行った所有者等並びにリフォームを行った借受者又は購入者に対して、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 物件に係る所有権その他権利を有し、当該物件の売却又は賃貸を行うことができる個人をいう。
- (2) 市内施工業者 市内に本社、支社、支店若しくは営業所を有する法人又は市内で事業を営む個人をいう。
- (3) リフォーム 物件の修繕、取替え、改装又は増改築に係る工事であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものをいう。
- (4) 移住者 この告示に基づく補助金の申請時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録がなく、市外から市内に居住の実態を移し、生活の本拠を置く個人をいう。
- (5) 二地域居住者 この告示に基づく補助金の申請時点において、住民基本台

帳に記録がなく、本市を拠点の一つとして生活や仕事をする個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、物件の所有者等、借受者又は購入者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家バンク実施要綱第9条第2項で利用者登録された移住者、二地域居住者又は空き家の利用を希望する、住民基本台帳に記録された者
- (2) 同一家屋において、過去に当該補助事業による補助金を交付されたことがない者
- (3) 北杜市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金交付要綱（令和6年北杜市告示第10号）に係る補助を受けていない者
- (4) 補助金を申請する日の属する年度内にリフォーム等を完了した者
- (5) 北杜市子育て世代マイホーム補助金交付要綱（平成27年北杜市告示第69号。以下「マイホーム補助金交付要綱」という。）第3条第3号に規定する子育て住宅リフォーム費補助事業により補助を受けていない者
- (6) 市税を滞納していない者

2 物件の借受者は、自ら行うリフォーム又は市内施工業者に発注して行うリフォームについては、所有者等の同意を得なければならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が5万円以上のものであって、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 家財処分事業 物件内において使用されず残置された状態の家具、電化製品、食器その他の家財道具の処分及び当該処分に伴う物件内の清掃を行うもの
- (2) リフォーム事業 物件の住宅としての機能回復及び機能向上を図るためのリフォームのうち、次のアからキまでのいずれかに該当するもの
 - ア 主要構造部の修繕工事
 - イ トイレ、浴室、台所等の生活するために必要と認められる部分の修繕又は取替えに係る工事

- ウ 屋根、外壁、雨樋、建具、ベランダ、バルコニー及び縁側の外装工事
- エ 床、壁及び天井又は建具の内装工事
- オ トイレ、浴室、台所、洗面所等衛生設備工事、電気設備工事及び給湯設備工事
- カ 増改築工事（建物の解体工事は除く。）、バリアフリー工事及び外装工事、内装工事並びに設備工事に伴う解体工事
- キ その他市長が必要と認めるリフォーム
（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に要する費用とし、別表のとおりとする。ただし次に掲げるリフォームに係る経費は補助対象としない。

- (1) 空き家と同一敷地内に存する車庫、納屋、車庫等のリフォーム
- (2) 外構工事

2 補助金の額は別表のとおりとし、予算の範囲内で市長が定めた額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム等に係る費用の見積書の写し
- (2) リフォーム等を要する部分の写真
- (3) 申請年度及び申請年度前年度における、市税の納税証明書
- (4) リフォームに関する賃貸借契約書又は売買契約書の写し（市と協定を締結する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者を構成員とする団体に仲介を依頼（次号から第7号において同じ。）して作成した契約書、国土交通省「賃貸住宅標準契約書（改訂版）」等）

- (5) リフォームに関する承諾書の写し（国土交通省「申請書兼承諾書・別表」等）
- (6) リフォームに関する同意書の写し（国土交通省「合意書」等）
- (7) リフォームに関する計画書、材料のパンフレット等内容が分かる書類
- (8) 北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付決定通知書及び北杜市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金交付決定通知書の写し（該当する場合のみ）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 家財処分事業の申請は空き家バンク実施要綱第4条第2項の規定により登録した日から起算して1年を経過した日までの期間とする。

3 リフォーム事業を行う所有者等の申請は、空き家バンク実施要項第4条第2項の規定により登録した日、借受者又は購入者の申請は、賃貸借契約若しくは売買契約を締結した日又は賃貸借若しくは売買の同意が書面により得られた日から起算して1年を経過した日までの期間とする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を付すことができる。

（計画の変更等）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、リフォーム等に係る経費の変更がある場合は、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付変更申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム等に係る費用の見積書の写し
- (2) その他変更内容が判断できる書類

2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出があったときは、速やかに承認の可

否を決定し、北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止）

第9条 補助事業者が、リフォーム等を中止する場合は、速やかに北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金計画中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1箇月以内又は補助金交付申請年度の3月31日のいずれか早い日までに北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） リフォーム等に係る費用の請求書及び領収書の写し
- （2） リフォーム等を実施した部分の写真
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付確定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第12条 前条に規定する通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2） 所有者等と購入者、あるいは借受者が3親等以内の親族であるとき。

- (3) 物件を登録後、5年以内に空き家バンクの登録を解除したとき。
- (4) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (5) 北杜市子育て応援マイホーム補助金交付要綱（平成27年北杜市告示第69号。以下「マイホーム補助金交付要綱」という。）第11条の規定に該当したとき。
- (6) 補助対象事業が完了した年度から5年を経過する前に当該物件から退去し、又は当該物件の取壊し等したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、補助事業者に対して、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金返還請求書（様式第9号）により、期限を定めて返還を請求するものとする。

（報告及び調査）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平成27年12月18日告示第90号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月28日告示第110号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第39号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前に行われた補助金の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月20日告示第10号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月5日告示第9号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月1日告示第9号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月18日告示第7号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月30日告示第51号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に空き家バンク実施要綱第4条第2項の規定により登録を受けている物件の改正後の北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱第7条第2項の規定の適用については、施

行日を同項に規定する登録した日とみなす。

附 則（令和6年3月22日告示第10号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月〇日告示第〇号）

（施行期日）

1 この告示は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に北杜市空き家バンク実施要綱（令和3年北杜市告示第9号）第4条第2項の規定により登録を受けている物件の改正後の北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付要綱第6条第2項に規定の適用については、施行日を同項に規定する登録した日とみなす。

3 この告示による改正後の北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、施行日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。

（北杜市子育て応援マイホーム補助金交付要綱の一部改正）

4 北杜市子育て応援マイホーム補助金交付要綱（平成27年北杜市告示第69号）の一部を次のように改正する。

別表（第5条、第6条関係）

事業名	補助対象経費	対象者	1棟当たりの補助金の額	備考
家財処分事業	北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成16年北杜市条例第155号）第55条の規定による許可を受けた者が実施する物件に係る家財道具の処分及び当該処分に伴う物件内の清掃に要する経費（特	所有者等	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、100万円を上限	

	定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を含む。）		とする。	
リフォーム事業	自ら行うリフォーム又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する許可を受けた市内施工業者が行う次に掲げる工事の費用であって、他の補助金等の対象経費となっていない経費	所有者等のうち賃貸する者	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、150万円を上限とする。	家財処分事業を実施した場合は、家財処分事業と合算して150万円を上限とする。
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 主要構造部の修繕工事 (2) トイレ、浴室、台所等の生活するために必要と認められる部分の修繕又は取替に係る工事 (3) 屋根、外壁、雨樋、建具、ベランダ、バルコニー及び縁側の外装工事 (4) 床、壁及び天井又は建具の内装工事 (5) トイレ、浴室、台所、洗面所等衛生設備工事、電気設備工事及び給湯設備工事 (6) 増改築工事(建物の解体工事は除く。)、バリアフリー工事及び外装工事、内装工事並びに設備工事に伴う解体工事 (7) その他市長が必要と認めるリフォーム 	借受者又は購入者	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。	<ul style="list-style-type: none"> 1 所有者等が家財処分事業を実施した場合は、所有者等の家財処分事業と合算して100万円を上限とする。 2 購入者はマイホーム補助金交付要綱により補助を受ける場合は、当該補助事業により受ける補助金の額と合算して150万円を上限とする。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付申請書

北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱第7条に基づき、
空き家バンク登録物件のリフォーム等を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の名称
北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金（家財処分事業・リフォーム事業）
- 2 空き家バンク物件登録番号（売・賃 ）
- 3 空き家バンク物件所在地
- 4 添付書類
 - (1) リフォーム等に係る費用の見積書の写し
 - (2) リフォーム等を要する部分の写真
 - (3) 市税の納税証明書(申請年度及び申請年度前年度のもの)
 - (4) リフォームに関する賃貸借契約書又は売買契約書の写し（市と協定を締結する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者を構成員とする団体に仲介を依頼（次号から第7号において同じ。）して作成した契約書、国土交通省「賃貸住宅標準契約書（改訂版）」等）
 - (5) リフォームに関する承諾書の写し（国土交通省「申請書兼承諾書・別表」等）
 - (6) リフォームに関する同意書の写し（国土交通省「合意書」等）
 - (7) リフォームに関する計画書、材料のパフレット等内容が分かる書類
 - (8) 北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付決定通知書及び北杜市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金交付決定通知書の写し（該当する場合のみ）
 - (9) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長



北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで、申請のありました下記の空き家バンク登録物件に関する北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 3 補助金交付条件
 - (1) この補助金は、本事業以外使用してはならない。
 - (2) 第14条各号のいずれかに該当したときは、第15条の規定に基づき、交付した補助金の返還を命ずる。
 - (3) 事業が終了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
 - (4) 借受者又は購入者は、補助対象事業が完了した年度から5年以上は、当該住宅に居住すること。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号により、補助金交付決定の通知を受けた北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付事業の計画を下記のとおり変更したいので、北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 2 変更事項
リフォーム等に係る補助金額の変更

※添付書類

- ・変更後のリフォーム等に係る費用の見積書の写し
- ・その他変更内容が判断できる書類

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長



北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請のありました、下記の空き家バンク登録物件に関する北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付変更申請書を確認したところ、適当と認められるので、北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 空き家バンク登録番号 (売・貸)
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 その他

様式第 5 号(第 10 条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金計画中止届

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付事業の計画について、下記のとおり廃止（中止）したいので、北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱第 10 条の規定により届け出ます。

記

- 1 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 2 廃止（中止）の理由

様式第 6 号(第 11 条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により、補助金交付決定を受けた北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付事業の計画について、下記のとおり事業が完了しましたので、北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱第 11 条の規定により報告します。

記

- 1 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 2 完了の年月日
- 3 添付書類
 - (1) リフォーム等に係る費用の請求書及び領収書の写し
 - (2) リフォーム等を実施した部分の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長



北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付確定通知書

年 月 日付で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

様式第 8 号(第 13 条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号



北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付請求書

北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 2 支払請求額 円
- 3 振込先

振込先 金融機関	金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合	本店・支店 本所・支所
	預金の種類	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む)	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第9号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき返還を請求します。

記

- 1 補助金交付額
- 2 補助金返還請求額 円
- 3 取消理由
- 4 空き家バンク登録番号（ 売・貸 ）
- 5 返還期限 年 月 日